

野生鳥獣総合管理対策事業実施要領

最終改正 令和4年6月28日 4森推鳥第83号

(趣旨)

第1 この要領は、野生鳥獣総合管理対策事業（以下「補助事業」という。）の実施について、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）、野生鳥獣総合管理対策事業補助金交付要綱（平成16年7月20日付け長野県告示第445号。以下「補助金要綱」という。）（ただし、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業及び総合支援事業を除く）及び鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成22年5月24日付け22農技第94号。以下「交付金要綱」という。）（ただし、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業及び総合支援事業に限る。）並びに国の定める通達等に定めのあるもののほか必要な事項を定めることとする。

(事業の種類等)

第2 事業の種類、事業内容及び当該事業を実施しようとする者（以下「事業主体」という。）は別表に掲げるとおりとする。

(事業計画)

第3 事業計画等

1 事業計画の作成と承認

(1) 事業主体は、事業計画承認申請書（様式第1-1号）に次の関係書類を添えて所轄地域振興局長（以下「局長」という。）に提出するものとする。

ア 事業計画内訳書（以下「事業計画」という。）

(ア) 様式第2-1号（ただし、別表の区分【県単】に限る）

(イ) 様式第2-2号（ただし、別表の区分【国庫】に限る）

(ウ) 様式第2-3号、2-3号（別紙）（ただし、別表の区分【緊急捕獲】に限る）

(エ) 様式第2-4号（ただし別表の区分【総合支援事業】に限る）

イ 事業実施位置図（ただし、個体数調整事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、総合支援事業のうち推進事業及び市町村全域で実施する事業を除く）

縮尺1万5千分の1程度の地形図に事業実施箇所を明示する。

ウ ア及びイに定めるもののほか局長が必要と認める書類

(2) 局長は、前号の規定による申請書の提出があったときは、事業計画の内容を審査し取りまとめ（様式第3-2号）の上、当該事業を所管する部長（以下「部長」という。）に協議（様式第3号）するものとする。

(3) 部長は、前号の規定による協議内容が適当と認められるときは、国の内示を受けた後（県単を除く）に協議に同意するものとする。

(4) 局長は、前号の規定による同意があったときは、事業主体に対し、承認（様式第4-1号）を行うものとする。

2 事業計画の提出部数は正副2部とし、提出期限は、部長が別途通知をおこなうもの

とする。

(事業の実施基準)

第4 事業の実施基準は、第2の別表に定めるものとする。

(早期着手)

第5 事業主体は、補助金交付決定前に補助対象とする事業に着手することができない。

ただし、事業計画の承認済みのもの、又は事業計画の承認を申請するもののうち、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定前に補助対象となる事業に着手することができるものとする。

(ただし、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業は事業の性質上、早期着手に関する手続きは不要とする)

(1) 事業の性格上、事業の実施時期に制約を受けるもの。

(2) 事業の実施上、特に長期間を有するもの、

(3) 早期着手により事業費の増額の防止が予想できるもの。

(4) 他の事業と関連し、早期に着手する必要があるもの。

2 事業主体は早期着手を必要とするときは、補助事業早期着手承認申請書(様式第5号又は様式第1-2号)を局長に提出するものとする。

3 局長は、前項の協議があり、第1項のただし書きに該当し、適当と認められるときは、次の条件を付して、承認(様式第6号又は様式第4-2号)するものとする。

(1) 補助金交付の決定前に起きた災害の復旧の責は、事業主体が負うこと。

(2) 事業費及び補助金等は、補助金交付の決定のとき変更することがあること。

4 局長は、前項の承認をしたときは、直ちに補助事業早期着手報告書(様式第7号)を部長に提出するものとする。

(内示)

第6 部長は、第3第1項第3号の規定による事業計画の同意をした事業に関して、国の交付決定を受けたとき(県単を除く)は、局長に補助金額の内示をするものとする。

2 局長は、前項の規定による内示があったときは、事業主体に対し内示をするものとする。

(補助金交付申請及び交付決定)

第7 第6第2項の規定による内示を受けた事業主体は、補助事業補助金交付申請書(様式第9-1号又は様式第9-2号)に次の関係書類を添えて局長に提出するものとする。

事業計画承認通知の写し

2 局長は、前項の補助金交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認められるときは、補助事業補助金の交付決定(様式第10-1号)をするものとする。

(事業の変更)

第8 補助金要綱第3第1号又は交付金要綱第4第1項第1号に該当するときは、重要変

更とし、変更の手続きは次のとおりとする。

- (1) 事業主体は、要綱第3第1号の規定による補助事業変更承認申請書（様式第8号）を局長に提出するものとする。
 - (2) 局長は、前号の規定により補助事業変更承認申請書の提出があり、第6第1項の規定により内示があった地域振興局全体の補助金額の増、又は20%を超える減が生じる場合には、補助事業変更承認申請書（様式第3号）に次の関係書類を添えて部長に提出するものとする。
 - ア 様式第2-1号（ただし、別表の区分【県単】に限る）
 - イ 様式第2-2号（ただし、別表の区分【国庫】に限る）
 - ウ 様式第2-3号（ただし、別表の区分【緊急捕獲】に限る）
 - エ 様式第2-4号（ただし別表の区分【総合支援事業】に限る）
 - (3) 部長は、前号の規定による協議があったときは、内容を審査し、やむを得ないものと認められるときは局長に同意するものとし、必要に応じて変更内示を行うものとする。
 - (4) 局長は、前号の規定による同意があったときは、事業主体に対し、当該事業計画の変更承認を行い、必要に応じて補助金額の変更内示を行うものとする。
 - (5) 局長は、第1号の規定により補助事業変更承認申請書の提出があり、第6第1項の規定により内示があった地域振興局全体の補助金額の20%以内の減が生じる場合で、やむを得ないものと認められるときは、事業主体に対し、当該事業計画の変更承認を行い、必要に応じて補助金額の変更内示を行うとともに、直ちに部長に報告（様式第12-1号）するものとする。
 - (6) 第4号及び第5号の規定による変更内示に伴う補助金変更交付申請（様式第9-2号）は、第7の補助金交付申請に準じて行うものとする。
- 2 前項に規定する以外の変更の必要が生じたときは、軽微な変更とし、変更の手続きは次のとおりとする。
- (1) 事業主体は、補助事業変更報告書（様式第11号）を局長に提出するものとする。
 - (2) 局長は、前号の提出があったときは、変更内容等を取りまとめ（様式第2号）の上、直ちに部長に報告（様式第12-2号）するものとし、部長は、必要に応じて変更内示を行うものとする。

（事業の中止、廃止、完了期限延長）

第9 補助金要綱第3第1項第2号又は交付金要綱第6第1項第2号に規定する事業の中止、廃止の手続きは次のとおりとする。

- (1) 事業主体は、事業の中止若しくは廃止を必要とするときは、補助事業中止承認申請書（様式第13号）を局長に提出するものとする。
- (2) 局長は、前号の規定により申請書の提出があり、中止若しくは廃止をした時点で事業実績があったときは、事業主体の調査を行うものとする。
- (3) 局長は、第6第1項の規定により内示があった地域振興局全体の補助金額の20%を超える減が生じる場合には、前号の調査を行った場合は調査結果を付して、部長に協議（様式第14号）するものとする。
- (4) 部長は、前号の規定による協議があったときは、内容を審査し、やむを得ないと

認められるときは局長に同意するものとする。

- (5) 局長は、前号の規定による同意があったとき、又は第6第1項の規定により内示があった地域振興局全体の補助金額の20%以内の減が生じる場合で、やむを得ないと認められるときは事業主体に対し、承認（様式第15号）をするものとする。
 - (6) 局長は、第6第1項の規定により内示があった地域振興局全体の補助金額の20%以内の減が生じる場合で、前号の承認をしたときは、直ちに補助事業中止（廃止）報告書（様式第16号）を部長に提出するものとする。
- 2 局長は、その職員を指定して、前項第2号の規定による調査を行うことができる。
 - 3 補助金要綱第3第1項第2号又は交付金要綱第6第1項第3号に規定する事業の完了期限延長の手続きは次のとおりとする。
 - (1) 事業主体は、事業の完了期限の延長を必要とするときは、補助事業延長申請書（様式第17号）により、局長に提出するものとする。
 - (2) 局長は、前号の規定による申請書の提出があり、やむを得ないものと認められるときは、事業主体に対し、承認をするものとする。
 - (4) 局長は、前号の承認をしたときは、直ちに補助事業延長報告書（様式第18号）を部長に提出するものとする。

（実績報告）

第10 事業主体は、事業が完了したときは、補助金要綱第6又は交付金要綱第9に規定する補助事業実績報告書（様式第19号）に次の関係書類を添えて局長に提出するものとする。

(1) 事業実行内訳書

ア 様式第2-1号（ただし、別表の区分【県単】に限る）

イ 様式第2-2号（ただし、別表の区分【国庫】に限る）

ウ 様式第2-3号（ただし、別表の区分【緊急捕獲】に限る）

エ 様式第2-4号（ただし別表の区分【総合支援事業】に限る）

(2) 事業実施位置図（ただし、個体数調整事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、総合支援事業のうち推進事業及び市町村全域で実施する事業を除く）

縮尺1万5千分の1程度の地形図に事業実施箇所を明示する。

(3) 野生鳥獣被害防除対策事業については、実測図。（追い払い事業を除く。）

(4) 各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写し

(5) ニホンジカの捕獲許可に関する実績報告に伴う調査表（別表の区分【県単】、【緊急捕獲】に限る。令和3年度4月1日以降に捕獲された個体に限る。）

(6) 前各号に定めるもののほか局長が必要と認める書類

（調査）

第11 局長は、補助金要綱第6又は交付金要綱第9に規定する実績報告書の提出に伴う補助金の確定調査を次により行うものとする。

(1) 第3第1項の規定により提出された事業計画との整合等の確認。

(2) 第7第2項の規定により交付決定した補助金その他事業費等に関する収入及び支出。

- (3) 前各号に定めるもののほか局長が必要と認める事項。
- (4) 確定調査は、書類調査と必要に応じて現地調査を併せて行うこと。
- 2 調査職員は、前項に規定する調査を実施したときは、補助事業調査書（様式第 20 号）を作成するものとする。
- 3 局長は、その職員を指定して、第 1 項の規定による調査を行うことができる。

（補助金の確定）

- 第 12 局長は、実績報告書提出後の確定調査結果に基づいて補助金の確定（様式第 21 号）をし、事業主体へ通知するものとする。

（補助金の請求）

- 第 13 事業主体は、補助金要綱第 7 又は交付金要綱第 10 に規定する補助金の交付の請求をしようとするときは、補助金額の確定後に補助事業補助金交付請求書（様式第 22 号）を局長に提出するものとする。
- 2 事業主体は、第 7 第 2 項の規定による交付決定を受けた補助金に関し、次に掲げる補助金額を上限として概算払いを請求することができる。
 - (1) 補助対象となる事業の出来高が 60 パーセント未満の場合にあっては、交付決定額の 50 パーセント以内の額。
 - (2) 出来高が 60 パーセント以上の場合にあっては、交付決定額の 90 パーセント以内の額で補助対象となる施設等に係る実質の出来高率を乗じた額を超えない額。
 - 3 局長は、前項の規定による概算払いの請求があったときは、速やかに第 11 の規定に基づく調査を行い、出来高を確認した上で補助金の概算払いをするものとする。

（事業実績の報告）

- 第 14 局長は、事業実施年度の翌年度の 4 月 15 日までに部長に事業実績報告書（様式第 23 号）を提出するものとする。

（申請の取り下げ）

- 第 15 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業及びジビエ生産体制整備に限り、事業主体は、交付金要綱第 7 の規定により、事業の取り下げをしようとするときは、交付決定の通知を受けた日から、15 日以内に補助金申請取下申請書（様式第 24 号）を局長に提出するものとする。
- 2 局長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかに部長に協議するものとする。
 - 3 部長は、前項の規定による協議があったときは、内容を審査し、やむを得ないと認められるときは、局長に同意するものとする。
 - 4 局長は、前項の規定による同意があったときは、事業主体に対し、承認を行うものとする。

（状況報告）

- 第 16 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業及び総合支援事業に限り、事業主体は、交付金

要綱第8第1項の規定により、補助金事業遂行状況報告書（様式第25号）を局長に提出するものとする。

- 2 局長は、事業主体から前項の規定による報告書の提出があったときは、速やかに部長に提出するものとする。
- 3 第1項の規定による状況報告は、概算払請求書をもって代えることができる。

（事業実施状況の報告）

第17 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業及び総合支援事業に限り、事業主体は鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（以下「実施要綱」という。）別記3の第5の1に基づき、実施状況報告書（様式第2-2号）を事業実施年度の翌年度の9月20日までに、局長に提出するものとする。

- 2 局長は、前項の提出があった場合には、その写しを部長に提出するものとする。

（事業の評価）

第18 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業及び総合支援事業に限り、事業主体が行う実施要綱別記3の第6の事業評価は、実施要綱別記1の第6に基づく事業評価と併せて行うものとする。

（他の施策との関連）

第19 本事業の実施に当たっては、他の施策との関連及び活用に配慮するものとする。

（書類の経由）

第20 この要領により局長に提出する書類は、補助事業施行地を管轄する市町村長を経由するものとする。

附則

- 1 この要領は、令和4年度の事業から適用する。

別表

区分	事業の種類	事業内容	事業主体	【財源】実施基準等
【県単】	集落等捕獲隊活動支援事業	集落等捕獲隊が行う止め刺し、見回り、運搬、埋設処理等に対する報酬等	市町村 集落保護管理対策協議会	【県単】 鳥獣被害対策実施隊員が指導者となる集落等捕獲隊を補助対象とする。
	大型獣緊急捕獲・放獣事業	<p>人畜、農作物等へ危害を加え、又は加えるおそれのあるツキノワグマを捕獲するための箱わな（ドラム缶檻）の購入及び設置管理</p> <p>捕獲又は錯誤捕獲したツキノワグマの奥山等への放獣実施</p> <p>市街地等（人身被害に直結するおそれのある場所）に出没した大型獣（ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、カモシカ、ニホンザル）の捕獲、放獣、追い払いに要する経費</p>	市町村 保護管理対策協議会	【県単】
	個体数調整事業	<p>第二種特定鳥獣管理計画に基づき実施するニホンジカ、ニホンザル、イノシシの幼獣等の許可捕獲を目的とした捕獲</p> <p>捕獲したニホンジカ、ニホンザル、イノシシの幼獣等を埋設するための残渣処理場作設、設置後の維持管理のための資材購入、焼却処理経費</p>	市町村 保護管理対策協議会	<p>【県単】</p> <p>査定経費は1頭あたり、次の金額とする。</p> <p>ニホンジカ 5,000円 ニホンザル 5,000円 イノシシ 4,000円</p> <p>鳥獣被害対策実施隊員による捕獲であり、4月1日から翌年3月31日まで捕獲確認をした場合に補助対象とする。</p> <p>鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業（国庫）で補助対象にならない幼獣等を対象とする。</p>

	鳥獣被害対策実施隊員支援事業	鳥獣被害対策実施隊員が負担する技術向上、更新射撃講習経費、事故防止用具経費、実施隊員に対する傷害保険料、簡易無線機の購入経費、その他実施隊活動に要する経費	市町村 保護管理対策協議会	【県単】 鳥獣被害対策実施隊員を補助対象とする。
	銃猟者確保・育成支援事業	新規銃猟者（新規銃猟免許取得者、猟友会加入者、有害鳥獣捕獲従事予定者のすべてを満たす者とする。）が銃砲所持許可取得に要する医師診断書料、射撃講習経費（弾代含む）、事故防止用具経費、ハンター保険料及び上記新規銃猟者の銃砲所持許可取得や取得後の指導を行う熟練狩猟者に対する報償等	市町村 保護管理対策協議会	【県単】 1人当たりの補助対象事業費の上限は、次の金額とする。 新規銃猟者 20,000円 熟練狩猟者 5,000円
【国庫】	追い払い事業	森林等で食害等の被害を発生させている野生鳥獣を追い払うために使用する器具の購入	市町村 集落 保護管理対策協議会	【国庫】（林野庁）
	造林木保護事業	ニホンジカ、ニホンカモシカ等による造林木等被害防止のための忌避剤や防護資材の設置及び資材の購入	市町村 森林組合 生産森林組合 森林整備法人 森林法施行令第11条第7号又は第8号に定める団体	【国庫】（林野庁） 森林造成事業実施要領（昭和55年3月3日54営林第405号部長通知。）の実行経費及び標準経費に準じて補助対象経費を算出する。 森林造成事業に採択とならない林分についてのみ対象とする。
	食害防止物理柵事業	ニホンジカ、ニホンカモシカ等による造林木食害防止のための物理柵の設置及び資材の購入		
	樹皮剥ぎ防止テープ巻き事業	ツキノワグマ等による造林木の樹皮剥ぎを防止するためのテープ巻き等の施工及び資材の購入		
	緩衝帯整備事業	野生鳥獣の隠れ家、通り道となる荒廃森林等の藪払い、除伐等の実施		

	広域捕獲支援事業	ニホンジカ等の個体数調整において広域捕獲隊を編成した捕獲にあたっての事前準備、捕獲実施、残渣処理場整備等に要する経費	市町村 保護管理対策協議会	【国庫】（林野庁）
	シカ大量捕獲施設設置事業	ニホンジカを大量捕獲するための施設の設置等に要する経費		
	捕獲檻等購入支援事業	ニホンザル、イノシシ又はニホンジカ等森林に被害を与える大型獣を捕獲するための檻・わなの購入	市町村 保護管理対策協議会 森林組合 農業協同組合 牧野組合	【国庫】（林野庁） 防護柵や緩衝帯整備等総合的な対策を実施している地域を補助対象とする。
	搬出機材整備支援事業	捕獲したニホンジカ等を搬出するための機材購入	市町村 保護管理対策協議会	【国庫】（林野庁）
【緊急捕獲】	鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業	ニホンジカ（成獣）、イノシシ（成獣）、ニホンザル（成獣）、ハクビシン、アメリカミンク、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワウ、サギ類の有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲	協議会 市町村（協議会の構成員に限る）	【国庫】（農水省） 別記のとおり

【総合支援事業】	整備事業	鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う事業に要する経費 (1) 処理加工施設 (2) 捕獲技術高度化施設	協議会 市町村（協議会の構成員に限る）	【国庫】（農水省） 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9242号の農林水産省生産局長通知）別表1の1の(2)及び(3)による
	推進事業	鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う事業に要する経費 (1) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 (2) 処理加工施設の人材育成 (3) ICTの活用による情報管理の効率化 (4) 放射性物質影響地域のジビエ利活用推進	協議会	【国庫】（農水省） 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9242号の農林水産省生産局長通知）別表1の2の(5)及び(8)から(10)による

(別記)

(補助率等)

第1 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(以下「実施要領」とする。)別記5の第3により、農林水産省農村振興局長が定める上限単価は、次に掲げるとおりとする。

(1) 有害捕獲に係る捕獲活動費

対象鳥獣名 (ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについては幼獣を除く)		上限単価 (円/頭・羽)
ニホンジカ イノシシ	① 放射性物質による出荷制限地域で捕獲された場合 (出荷制限一部解除地域)	
	食肉処理等のための施設において搬入確認した場合	9,000
	上記以外の場合	8,000
	② 放射性物質による出荷制限地域で捕獲された場合 (出荷制限一部解除地域を除く)	8,000
	③ ①、②以外の場合	
	食肉処理等のための施設において搬入確認した場合	9,000
焼却処分等のための施設において搬入確認した場合	8,000	
上記以外の場合	7,000	
ニホンザル		8,000
ハクビシン、アメリカミンク		1,000
ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワウ、サギ類		200

(2) 捕獲個体の埋設・運搬経費

積算根拠等があり、実績、経費内容が確認できる証拠書類がある場合に対象とする。
但し、捕獲従事者自らが行う場合を除く。
補助率 1/2 以内

(3) 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費(食肉処理する場合を除く)

積算根拠等があり、外注したものであり、実績、経費内容が確認できる証拠書類がある場合に対象とする。
補助率 1/2 以内

(4) 支払い事務に伴う捕獲現場での確認等のための経費

実績、経費内容が確認できる証拠書類がある場合に対象とする。
補助率 1/2 以内

(捕獲個体の確認)

第2 捕獲実績の確認は、原則として実施要領別記5の第2の2の(2)ア、イ、ウによるものとする。

なお、業務の円滑な推進のため捕獲個体確認詳細については別に定めるとおりとする。

(支援対象期間)

第3 本事業の支援対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

なお、事業主体が支援対象期間に捕獲確認をした場合に支援対象とすることができる。

(様式第1-1号)(第3の1の(1)関係)

野生鳥獣総合管理対策事業計画承認申請書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名)
代表名 氏名

〇〇年度において、野生鳥獣総合管理対策事業を実施したいので、野生鳥獣総合管理対策事業実施要領第3第1項第1号の規定により、関係書類を提出します。

- (注1) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業及び総合支援事業については、協議会の構成員が申請する場合には、参画協議会名も記載すること。
- (注2) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業及び総合支援事業については、市町村被害防止計画を添付すること。

(様式第1-2号)(第3の1の(1)及び第5の2関係)

野生鳥獣総合管理対策事業計画及び早期着手承認申請書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名)
代表名 氏名

〇〇年度において、野生鳥獣総合管理対策事業を、下記の通り早期着手により実施したいので、野生鳥獣総合管理対策事業実施要領第3第1項第1号及び第5の2の規定により、関係書類を提出します。

記

- 1 早期着手の理由
- 2 早期着手の事業内容
- 3 事業費
- 4 着手予定年月日
- 5 完了予定年月日

(注1) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業及び総合支援事業については、協議会の構成員が申請する場合には、参画協議会名も記載すること。

(注2) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業及び総合支援事業については、市町村被害防止計画を添付すること。

(様式第2-1号)(第3の1の(1)関係、第8の1の(1)関係、第10の1の(1)関係)

野生鳥獣総合管理対策事業計画内訳書【県単】

事業主体名：_____

事業の種類		区分	事業箇所	事業内容	事業量	事業費(円)	補助金(円)	実施期間	被害及び対策実施状況
	集落等捕獲隊活動支援事業	県単							
	大型獣緊急捕獲・放獣事業	県単							
	個体数調整事業	県単		ニホンジカ					
				ニホンザル イノシシ					
鳥獣被害対策実施隊員支援事業	県単								
	銃猟者確保・育成支援事業	県単							
	銃猟者育成射撃場整備支援事業	県単							
県単 計		県単							

注) 変更の場合は、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

(様式第2-2号)(第3の1の(1)関係、第8の1の(1)関係、第10の1の(1)関係)

野生鳥獣総合管理対策事業計画内訳書【国庫】

事業主体名：_____

事業の種類		区分	事業箇所	事業内容	事業量	事業費(円)	補助金(円)	実施期間	被害及び対策実施状況
	追い払い事業	国庫							
	造林木保護事業	国庫							
	食害防止物理柵事業	国庫							
	樹皮剥ぎ防止テープ巻き事業	国庫							
	緩衝帯整備事業	国庫							
	広域捕獲支援事業	国庫							
	シカ大量捕獲施設設置事業	国庫							
	捕獲檻等購入支援事業	国庫							
	搬出機材整備支援事業	国庫							
国庫 計		国庫							

注) 変更の場合は、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

(様式第2-3号)(第3の1の(1)関係、第8の1の(1)関係、第10の1の(1)関係)

野生鳥獣総合管理対策事業計画内訳書【緊急捕獲】

事業主体名：_____

区分	鳥獣種	捕獲数	事業単価(円)	事業費(円)	交付単価(円)	交付金額(円)	備考
緊急捕獲							
緊急捕獲							
緊急捕獲							
緊急捕獲							
緊急捕獲							
緊急捕獲 計							

注) 様式第2-3号(別紙)を計画承認申請時に添付すること

変更の場合は、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。記載内容は金額および獣種ごとの頭数。

(様式第2-3号(別紙))

(第3の1の(1)関係、第8の1の(1)関係、第10の1の(1)関係)

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 実施計画書(事業実施状況報告書)

事業実施年度	年度
市町村名	
事業実施主体名	

1 事業の目的

--

2 被害防止計画及び緊急捕獲等計画の作成状況等

(1) 被害防止計画の作成状況

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第4条の規定に基づく被害防止計画の作成	
上記以外の被害防止計画の作成	

(注) 被害防止計画の作成状況について、該当する区分に○印を記入すること。

(2) 他の施策との関連状況

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条の2第1項に規定する第二種特定鳥獣管理計画に資する取組を行う	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)に基づく防除実施計画の作成	

(注) 事業実施主体が属する市町村において、外来生物法に基づく計画を作成している場合は、該当欄に○印を記入すること。

3 事業実施体制

(1) 協議会の概要

協議会の名称及び設立年月日	構成機関の名称	役割分担内容	備考

(注) 協議会の規約、役員名簿、組織図等事業実施の体制が分かる資料を添付すること。

(2) 専門家等の連携

専門家等の氏名	所属・専門分野	実施内容	備考

(3) 地域における取組

具体的な取組内容

(注) 鳥獣被害防止対策における市町村等地域の取組事項、内容を記入すること。

4 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

5 添付書類

- (1) 事業実施主体が協議会の場合は規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

(様式第2-4号) (第3の1の(1)関係、第8の1の(1)関係、第10の1の(1)関係)

鳥獣被害防止総合支援事業実施計画書 (事業実施状況報告書)

事業実施年度	年度
市町村名	
事業実施主体名	

1 総括表

事業内容	事業費	負担区分			備考
		国庫交付金	市町村費	その他	
1 推進事業 (1) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 (2) 処理加工施設の人材育成 (3) ICTの活用による情報管理の効率化 (4) 放射性物質影響地域のジビエ利活用推進	円	円	円	円	
2 整備事業 (1) 処理加工施設 (2) 捕獲技術高度化施設					
計					

- (注) 1 負担区分のその他の欄には、事業実施に係る国庫交付金、市町村費以外の額を記入する。
2 備考欄には、仕入れに係る消費税等控除相当額について、これを控除した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

2 事業の目的

--

3 計画の作成状況

- (1) 被害防止計画の作成状況

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）第 4 条の規定に基づく被害防止計画の作成	
上記以外の被害防止計画の作成	

（注）被害防止計画の作成状況について、該当する区分に○印を記入すること。

（2）他の施策との関連状況

鳥獣に保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 7 条第 1 項に規定する特定鳥獣保護管理計画に資する取組を行う	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）に基づく防除実施計画の作成	

（注）事業実施主体が属する市町村において、外来生物法に基づく計画を作成している場合は、該当欄に○印を記入すること。

4 事業実施体制

（1）協議会の概要

協議会の名称 及び設立年月日	構成機関の名称	役割分担内容	備考

（注）協議会の規約、役員名簿、組織図等事業実施の体制が分かる資料を添付すること。

（2）専門家等の連携

専門家等の氏名	所属・専門分野	実施内容	備考

（3）地域における取組

具体的な取組内容

（注）鳥獣被害防止対策における市町村等地域の取組事項、内容を記入すること。

5 推進事業の内容

(1) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組

① 衛生管理認証の取得に関する実施計画（又は実績）

対象 鳥獣	対象 地域	実施 時期	内容	事業費	負担区分			備考
					交付金	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	
(1/2 以内)								
計								

(注) 1 負担区分のその他の欄には、事業実施に係る国庫交付金、市町村費以外の額を記入する。
2 協議会等の活動について記入すること。

② 上記以外に関する実施計画（又は実績）

対象 鳥獣	対象 地域	実施 時期	内容	事業費	負担区分			備考
					交付金	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	
(1/2 以内)								
計								

(注) 1 負担区分のその他の欄には、事業実施に係る国庫交付金、市町村費以外の額を記入する。
2 協議会等の活動について記入すること。

(2) 処理加工施設の人材育成
実施計画（又は実績）

対象 鳥獣	対象 地域	実施 時期	内容	事業費	負担区分			備考
					交付金	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	
(1/2 以内)								
計								

(注) 1 負担区分のその他の欄には、事業実施に係る国庫交付金、市町村費以外の額を記入する。
2 協議会等の活動について記入すること。

(3) ICTの活用による情報管理の効率化
実施計画（又は実績）

対象 鳥獣	対象 地域	実施 時期	内容	事業費	負担区分			備考
					交付金	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	

(1/2 以内)								
計								

- (注) 1 負担区分のその他の欄には、事業実施に係る国庫交付金、市町村費以外の額を記入する。
2 協議会等の活動について記入すること。

(4) 放射性物質影響地域のジビエ利活用推進
実施計画（又は実績）

対象 鳥獣	対象 地域	実施 時期	内容	事業費	負担区分			備考
					交付金	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	
(1/2 以内)								
計								

- (注) 1 負担区分のその他の欄には、事業実施に係る国庫交付金、市町村費以外の額を記入する。
2 協議会等の活動について記入すること。

6 整備事業の内容

施設整備地域の地域指定状況

市町村名	整備地域	地域指定状況					備考
		山村	過疎	特農	半島	離島	

- (注) 施設を整備する対象地域における地域の指定状況について、該当する区分欄に○印を記入すること。

(1) 処理加工施設（食肉利用等施設・焼却施設）の整備計画
（又は実績）

対象 鳥獣	整備 地域	受益 戸数	実施内容	事業費	負担区分			交付率	備考
					交付金	市町村費	その他		
				円	円	円	円	%	
計									

- (注) 1 負担区分のその他の欄には、事業実施に係る国庫交付金、市町村費以外の額を記入する。
2 処理加工施設（食肉利用等施設・焼却施設）の設置場所、対象範囲がわかるような地図及び規模決定根拠となる資料等を添付すること。
3 「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について」（平成20年3月31日付け19生産9426号生産局通知）により算出した、費用対効果分析（投資効率）に係る資料及び費用対効果分析チェックシートを添付すること。

(2) 捕獲技術高度化施設の整備計画（又は実績）

対象 鳥獣	整備 地域	受益 戸数	実施内容	事業費	負担区分			交付率	備考
					交付金	市町村費	その他		
				円	円	円	円	%	
計									

- (注) 1 負担区分のその他の欄には、事業実施に係る国庫交付金、市町村費以外の額を記入する。
2 捕獲技術高度化施設の設置場所、対象範囲がわかるような地図、規模決定根拠となる資料及び運営体制がわかる資料等を添付すること。
3 「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について」（平成20年3月31日付け19生産9426号生産局通知）により算出した、費用対効果分析（投資効率）に係る資料及び費用対効果分析チェックシートを添付すること。

7 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

8 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
(2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
(3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

(様式第3号)(第3の1の(2)、第8の1の(2)関係)

番 号
年 月 日

林 務 部 長 様

地域振興局長

野生鳥獣総合管理対策事業(変更)計画について

このことについて、別添のとおり野生鳥獣総合管理対策事業計画承認申請書の提出がありましたので、野生鳥獣総合管理対策事業実施要領第3第1項第2号(第8第1項第2号)の規定により協議します。

(注) 事業実施主体から提出のあった事業計画承認申請書(様式第1-1号)(補助事業変更承認申請書(様式第8号))及び添付書類一式を添付すること。

(様式第3-2号) (第3の1の(2)、2 第8の1の(2)、2の(2)関係)

地域振興局別事業(変更)計画取りまとめ表【県単】

地域振興局名: _____

市町村	事業主体	事業の種類	区分	補助金額	(変更内容)	(変更理由)	備考
			県単				
			県単				
			県単				
			県単				
			県単				
			県単				
			県単				
			県単				
			県単				
			県単				
県単 計			県単				

注) 市町村ごとに補助金の計をとること。
変更の場合は、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

(様式第3-2号) (第3の1の(2)、2 第8の1の(2)、2の(2)関係)

地域振興局別事業(変更)計画取りまとめ表【国庫】

地域振興局名: _____

市町村	事業主体	事業の種類	区分	補助金額	(変更内容)	(変更理由)	備考
			国庫				
			国庫				
			国庫				
			国庫				
			国庫				
			国庫				
			国庫				
			国庫				
			国庫				
			国庫				
国庫 計			国庫				

注) 市町村ごとに補助金の計をとること。
変更の場合は、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

(様式第3-2号) (第3の1の(2)、2 第8の1の(2)、2の(2)関係)

地域振興局別事業(変更)計画取りまとめ表【緊急捕獲】

地域振興局名: _____

市町村	事業主体	事業の種類	区分	補助金額	(変更内容)	(変更理由)	備考
		緊急捕獲	緊急捕獲				
		緊急捕獲	緊急捕獲				
		緊急捕獲	緊急捕獲				
		緊急捕獲	緊急捕獲				
		緊急捕獲	緊急捕獲				
		緊急捕獲	緊急捕獲				
		緊急捕獲	緊急捕獲				
		緊急捕獲	緊急捕獲				
		緊急捕獲	緊急捕獲				
		緊急捕獲	緊急捕獲				
緊急捕獲 計		緊急捕獲	緊急捕獲				

注) 市町村ごとに補助金の計をとること。
変更の場合は、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

(様式第4-1号)(第3の1の(4)、第8の1の(4)関係)

年 月 日
番 号

様

地域振興局長

野生鳥獣総合管理対策事業(変更)計画の承認について

年 月 日付け で承認申請のありました野生鳥獣総合管理対策事業(変更)計画については、申請のとおり承認します。

様

地域振興局長

野生鳥獣総合管理対策事業(変更)計画及び早期着手の承認について

年 月 日付け で承認申請のありました野生鳥獣総合管理対策事業(変更)計画及び早期着手については、下記の条件を付して承認します。

記

- 1 補助金交付の決定前に起きた災害の復旧の責は、事業主体が負うこと。
- 2 事業費及び補助金等は、補助金交付の決定のとき変更することがあること。

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名))
代表名 氏名

野生鳥獣総合管理対策事業早期着手承認申請書

〇〇年度野生鳥獣総合管理対策事業計画に基づく下記の事業を早期着手したいので申請します。

記

- 1 早期着手の理由
- 2 早期着手の事業内容
- 3 事業費
- 4 着手予定年月日
- 5 完了予定年月日

(注1) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業及び総合支援事業については、協議会の構成員が申請する場合には、参画協議会名も記載すること。

(様式第6号)(第5の3関係)

番 号
年 月 日

様

地域振興局長

野生鳥獣総合管理対策事業の早期着手の承認について

年 月 日付け 第 号で申請のありました〇〇年度野生鳥獣総合管理対策事業の早期着手について下記の条件を付して承認します。

記

- 1 補助金交付の決定前に起きた災害の復旧の責は、事業主体が負うこと。
- 2 事業費及び補助金等は、補助金交付の決定のとき変更することがあること。

(様式第7号)(第5の4関係)

番 号
年 月 日

林 務 部 長 様

地域振興局長

野生鳥獣総合管理対策事業早期着手報告書

このことについて、別添のとおり〇〇年度野生鳥獣総合管理対策事業早期着手の承認申請があり、
適当と認められたので承認しました。

(様式第8号)(第8の1の(1)関係)

野生鳥獣総合管理対策事業変更承認申請書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名)
代表名 氏名

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号で補助金交付決定のあった〇〇年度野生鳥獣総合管理対策事業を下記のとおり変更したいので、野生鳥獣総合管理対策事業補助金交付要綱第5第1項(又は鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱第6第1項)の規定により、申請します。

記

1 変更の理由

(注) 変更する事業計画において、変更前と変更後が比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載した事業計画を添付すること。

(様式第9-1号)(第7の1関係)

野生鳥獣総合管理対策事業補助金交付申請書

番 年 月 号 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名)
代表名 氏名

〇〇年度野生鳥獣総合管理対策事業を下記のとおり実施したいので、野生鳥獣総合管理対策事業補助金交付要綱第4(又は鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱第5)の規定に基づき、補助金 円 の交付を申請します。

記

区 分	補助金額	備 考
(県単・国庫・緊急捕獲 ・総合支援事業)	円	

(注1)鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業及び総合支援事業については、協議会の構成員が申請する場合には、参画協議会名も記載すること。

1 補助金の目的

2 補助金の内容及び計画(又は実績)

3 経費の配分

区 分	事業に要する経費 (又は要した経費)	負 担 区 分			備 考
		補助金	市町村 負担金	その他 負担金	
	円	円	円	円	

(注)備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 事業着手・完了予定年月日

事業着手 年 月 日
 事業完了予定 年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

収入内訳	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 補助金	円	円	円	円	
2 市町村費					
3 その他					
合 計					

(2) 支出の部

支出内訳	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
支出額	円	円	円	円	

様式第9-1号 別紙
【県単】

野生鳥獣総合管理対策事業補助金交付申請に係る確認書

確認項目		チェック欄
実施主体	市町村、集落、協議会等による事業であるか。	
事業内容	銃猟者確保・育成支援事業にあつては、新規銃猟者は新規に銃猟免許を取得、猟友会加入、有害鳥獣捕獲従事者または予定者の全ての要件を満たしているか。	
実施基準	集落等捕獲隊活動支援事業にあつては、鳥獣被害対策実施隊員が指導者となる集落等捕獲隊であるか。	
実施基準	個体数調整事業にあつては、鳥獣被害対策実施隊員による捕獲であるか。また、幼獣のみの捕獲であるか。	
実施基準	鳥獣被害対策実施隊員支援事業にあつては、鳥獣被害対策実施隊員を対象とした事業であるか。	

本補助金の申請に際し、上記すべての項目について要件を満たしていることを確認しました。

確認年月日 _____

事業実施主体名 _____

野生鳥獣総合管理対策事業補助金交付申請に係る確認書

確認項目		チェック欄
実施主体	市町村、協議会、森林組合、農業協同組合等による事業か。	
実施基準	広域捕獲支援事業にあつては、事前準備、捕獲実施、残渣処理等の捕獲行為に伴う内容であるか。	
事業内容	野生鳥獣による森林被害等の防止を目的として実施する事業であるか。	
実施基準	造林木保護事業、食害防止物理柵事業、樹皮剥ぎ防止テープ巻き事業、緩衝帯整備事業にあつては、森林造成事業（信州の森林づくり事業）の採択とならない林分での事業か。	
実施基準	捕獲檻等購入支援事業にあつては、放獣することを目的とした捕獲檻等の購入となっていないか。また、防護柵や緩衝帯整備等の総合的な対策を実施しているか。	

本補助金の申請に際し、上記すべての項目について要件を満たしていることを確認しました。

確認年月日 _____

事業実施主体名 _____

様式第9-1号 別紙
【緊急捕獲】

野生鳥獣総合管理対策事業補助金交付申請に係る確認書

確認項目		チェック欄
実施主体	協議会等の事業実施主体の要件を満たしていること。	
採択要件	被害防止計画が作成されていること又は、作成されることが確実に見込まれること。	
交付要件	総合支援事業の有害捕獲等、鳥獣被害防止総合対策交付金の他事業と重複して支援を受けていないこと。	

本補助金の申請に際し、上記すべての項目について要件を満たしていることを確認しました。

確認年月日 _____

事業実施主体名 _____

様式第9-1号 別紙
【総合支援事業】

野生鳥獣総合管理対策事業補助金交付申請に係る確認書

確認項目		チェック欄
実施主体	協議会、コンソーシアム等の事業実施主体の要件を満たしていること。	
採択要件	被害防止計画が作成されていること又は、作成されることが確実に見込まれること。	
採択要件	有害捕獲、被害防除及び生息環境管理のうち複数の取組が行われていること又は確実に見込まれていること。	
採択要件	(整備事業) 受益者戸数が3戸以上であること。	
交付要件	(整備事業) 整備する施設の導入効果について費用対効果を実施し、投資効果を十分に検討していること。	
交付要件	(推進事業) 推進事業の事業費のうち、委託事業が50%以内であること。	

本補助金の申請に際し、上記すべての項目について要件を満たしていることを確認しました。

確認年月日 _____

事業実施主体名 _____

(様式第9-2号)(第7の1関係、第8の1の(6)関係)

野生鳥獣総合管理対策事業補助金変更交付申請書

番 年 月 号 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名)
代表名 氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け 地域振興局指令 第 号で補助金交付決定のありました、野生鳥獣総合管理対策事業を下記のとおり変更してください。

交付決定のあった補助金	変更後の補助金額	今回変更増減額
円	円	円

注) 変更計画承認通知の写しを添付すること。

記

1 補助金の目的

2 補助金の内容及び計画（又は実績）

3 経費の配分

区 分	事業に要する経費 (又は要した経費)	負 担 区 分			備 考
		補助金	市町村 負担金	その他 負担金	
	円	円	円	円	

(注1) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(注2) 変更の場合二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載する。(5の記載も同様とする。)

4 事業着手・完了予定年月日

事業着手 年 月 日
事業完了予定 年 月 日

5 収支予算（又は収支精算）

(1) 収入の部

収入内訳	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 補助金	円	円	円	円	
2 市町村費					
3 その他					
合 計					

(2) 支出の部

支出額	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	

(様式第10-1号)(第7の2関係)

長野県 地域振興局指令 第 号

〇〇〇〇(事業主体名)

年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度野生鳥獣総合管理
対策事業補助金 円を、次の条件を付して交付します。

年 月 日

長野県 地域振興局長

- 1 補助事業の遂行にあたっては、補助金等交付規則(昭和34年3月23日長野県規則第9号)、野生鳥獣総合管理対策事業補助金交付要綱(平成16年7月20日付け長野県告示第445号、ただし、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、総合支援事業を除く)、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱(平成22年5月24日付け22農技第94号、ただし、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、総合支援事業に限る)及び野生鳥獣総合管理対策事業実施要領並びに国の定める通達に従わなければならない

(様式第10-2号)(第7の2関係)

長野県 地域振興局指令 第 号

〇〇〇〇(事業主体名)

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号で交付決定した、 年度野生鳥獣総合管理対策事業補助金については、 円を 円に、変更し交付します。

年 月 日

長野県 地域振興局長

1 変更交付決定の内容

交付決定金額 円

変更交付決定金額 円

補助金増減額 円

2 交付条件は、年 月 日付け 地域振興局指令 第 号の補助の条件のとおりとする。

(様式第11号)(第8の2の(1)関係)

野生鳥獣総合管理対策事業変更報告書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名)
代表名 氏名

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号で補助金交付決定のあった 年度
野生鳥獣総合管理対策事業を下記のとおり変更したので報告します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

(注1) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業及び総合支援事業については、協議会の構成員が申請する場合には、参画協議会名も記載すること。

(注2) 補助金交付申請書の添付書類(様式第2-1号(ただし、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を除く)、様式第2-2号(ただし、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に限る))により、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

(様式第 12-1 号) (第 8 の 1 の (5) 関係)

野生鳥獣総合管理対策事業変更報告書

番 号
年 月 日

林 務 部 長 様

地域振興局長

このことについて、 から野生鳥獣総合管理対策事業変更承認申請書が提出され、承認しましたので、野生鳥獣総合管理対策事業実施要領第 8 第 1 項第 5 号の規定により報告します。

(注 1) 変更の内容は、様式第 3-2 号により、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

(注 2) 変更箇所を分かるように訂正した事業計画を添付すること。

(様式第 12-2 号) (第 8 の 2 の (2) 関係)

野生鳥獣総合管理対策事業変更報告書

番 号
年 月 日

林 務 部 長 様

地域振興局長

このことについて、 から野生鳥獣総合管理対策事業変更報告書が提出されたので、野生鳥獣総合管理対策事業実施要領第 8 第 2 項第 2 号の規定により報告します。

(注 1) 変更の内容は、様式第 3-2 号により、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

(注 2) 変更箇所を分かるように訂正した事業計画を添付すること。

(様式第13号)(第9の1の(1)関係)

野生鳥獣総合管理対策事業中止(廃止)承認申請書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名)
代表名 氏名

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号で補助金交付決定のあった 年度
野生鳥獣総合管理対策事業を下記の理由によって、中止(廃止)したいので、野生鳥獣総合管理対策
事業補助金交付要綱第5第1項第2(3)号(又は鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱第6第1項
第2号)の規定により、申請します。

記

- 1 事業の種類
- 2 中止(廃止)の理由
- 3 事業の実施状況

(注1) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業及び総合支援事業については、協議会の構成員が申請する場合
には、参画協議会名も記載すること。

(注2) 事業の実施状況は、補助金交付申請書の添付書類(様式第2-1号(ただし、鳥獣被害防止緊急捕獲
活動支援事業を除く)、様式第2-2号(ただし、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に限る))により、
計画を括弧書で上段に、実施状況を下段に記載すること。

(様式第 14 号) (第 9 の 1 の (3) 関係)

番 号
年 月 日

林 務 部 長 様

地域振興局長

野生鳥獣総合管理対策事業中止（廃止）について

このことについて、別添のとおり野生鳥獣総合管理対策事業中止（廃止）承認申請書の提出がありましたので、野生鳥獣総合管理対策事業実施要領第 9 第 1 項第 3 号の規定により協議します。

(様式第 15 号) (第 9 の 1 の (5) 関係)

年 月 日
番 号

様

地域振興局長

野生鳥獣総合管理対策事業中止（廃止）の承認について

年 月 日付け で承認申請のありました野生鳥獣総合管理対策事業の中止（廃止）
については、申請のとおり承認します。

(様式第 16 号) (第 9 の 1 の (6) 関係)

野生鳥獣総合管理対策事業中止 (廃止) 報告書

番 号
年 月 日

林 務 部 長 様

地域振興局長

このことについて、 から野生鳥獣総合管理対策事業中止 (廃止) 承認申請書の提出があり、適当と認められたので、野生鳥獣総合管理対策事業実施要領第 9 第 1 項第 6 号の規定により報告します。

(様式第 17 号) (第 9 の 3 の (1) 関係)

野生鳥獣総合管理対策事業完了期限延長承認申請書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名)
代表名 氏名

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号で補助金交付決定のあった 年度
野生鳥獣総合管理対策事業を下記の理由によって、完了期限を延長したいので、野生鳥獣総合管理対
策事業補助金交付要綱第 5 第 1 項第 4 号 (及び鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱第 6 第 1 項第 3
号) の規定により、申請します。

記

- 1 事業の種類
- 2 完了期限延長の理由
- 3 事業の実施状況
- 4 事業実施についての見通し
- 5 事業完了予定年月日

(注 1) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業及び総合支援事業については、協議会の構成員が申請する場合
には、参画協議会名も記載すること。

(注 2) 事業の実施状況は、補助金交付申請書の添付書類 (様式第 2-1 号 (ただし、鳥獣被害防止緊急捕獲
活動支援事業を除く)、様式第 2-2 号 (ただし、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に限る)) により、
計画を括弧書で上段に、実施状況を下段に記載すること。

(様式第 18 号) (第 9 の 3 の (4) 関係)

野生鳥獣総合管理対策事業延長報告書

番 号
年 月 日

林 務 部 長 様

地域振興局長

このことについて、 から野生鳥獣総合管理対策事業延長承認申請書の提出があり、
適当と認められたので、野生鳥獣総合管理対策事業実施要領第 9 第 3 項第 4 号の規定により報告
します。

野生鳥獣総合管理対策事業実績報告書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名)
代表名 氏名

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号で補助金交付決定のあった 一事業について、下記のとおり実施したので、野生鳥獣総合管理対策事業補助金交付要綱第 6 (又は鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱第 9) の規定に基づき、その実績を報告します。

- 1 事業の目的
- 2 補助金の内容及び実績
- 3 経費の配分

区 分	事業に要した経費	負 担 区 分			備 考
		補助金	市町村負担金	その他負担金	
	円	円	円	円	

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 事業着手・完了年月日

事業着手 年 月 日

事業完了 年 月 日

5 収支精算

(1) 収入の部

収入内訳	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 補助金	円	円	円	円	
2 市町村費					
3 その他					
合 計					

(2) 支出の部

支出内訳	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
支出額	円	円	円	円	

(注1)

必要な書類は別途添付すること。

(様式第 20 号) (第 11 の 2 関係)

野生鳥獣総合管理対策事業調査書

年 (年) 月 日

調査員
職 氏名 印

調査の結果は下記のとおりです。

記

事業名	年度 野生鳥獣総合管理対策事業			
事業主体名				
事業実施期間	着手年月日	年 月 日	完了年月日	年 月 日
調査年月日	年 月 日			
事業内容	実施内容			
	事業費	円		
	補助金額	円		
調査所見				

(様式第 21 号) (第 12 関係)

地域振興局達 番 号

〇〇〇〇 (事業主体名)

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号で交付決定をした 年度野生鳥獣
総管理対策事業補助金の額を 円と確定します。

年 月 日

地域振興局長

(様式第 22 号) (第 13 の 1 関係)

野生鳥獣総合管理対策事業補助金交付請求書

番 年 月 日 号

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名)
代表名 氏名

年 月 日付け 地域振興局達 第 号で補助金の確定のありました 年度
野生鳥獣総合管理対策事業に係る補助金を下記のとおり交付 (概算払) してください。

記

区 分	確定 〔交付決定〕 額	交付 (概算払) 請求額			残 額	請求日現在 の出来高
		前回までに 支払いを 受けた額	今回請求額	計		
	円	円	円	円	円	%

振込先

金融機関

口座種別・番号・名義 (フリガナ)

(注 1) 概算払の場合は、出来高の根拠となる資料を添付すること。

(注 2) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業及び総合支援事業については、協議会の構成員が申請する場合には、参画協議会名も記載すること。

(様式第 24 号) (第 15 の 1 関係)

野生鳥獣総合管理対策事業補助金申請取下申請書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名)
代表名 氏名

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号で交付決定のあった、野生鳥獣総合管理対策事業補助金交付申請を下記の理由で取下げます。

記

(取下げの理由)

(注) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業及び総合支援事業については、協議会の構成員が申請する場合には、参画協議会名も記載すること。

(様式第 25 号) (第 16 の 1 関係)

野生鳥獣総合管理対策事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名)
代表名 氏名

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号により補助金交付決定通知があった事業について、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱第 8 の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		12月31日までに 完了したもの		1月1日以降に 完了するもの		
		事業費	出来高比 率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業及び総合支援事業については、協議会の構成員が申請する場合には、参画協議会名も記載すること。